

令和2年1月24日

## 元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当について

令和2年1月17日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い及び元保険医の登録の取消相当の取扱い

#### (1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称 みよし歯科医院  
所在地 兵庫県宝塚市逆瀬川1丁目5-24 ヌーベル逆瀬川2階  
開設者 医療法人社団みよし歯科医院 理事長 美吉 政幸  
指定取消相当年月日 令和2年1月24日

#### (2) 登録の取消相当となる元保険医

氏名 美吉 政幸 (みよし まさゆき) (63歳)  
登録取消相当年月日 令和2年1月24日

※ 当該保険医療機関は令和元年9月30日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

当該保険医は令和元年9月30日付けで保険医を辞退していることから、登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成28年9月7日、患者から兵庫県を通じて近畿厚生局兵庫事務所に対し、実際に支払った領収証の金額より医療費通知の本人負担額の方が多い旨の情報提供があった。

(2) 平成29年9月7日、個別指導を実施したところ、持参があった歯科技工指示書に記載されている冠の種類、本数及び部位が、歯科技工納品書と一致しない事例が認められた。また、歯科技工納品書の一部についても持参がなかった。

このことについて、開設者から明確な回答が得られなかったことから、個別指導を中断した。

(3) 平成29年9月25日から同年11月29日までの間に10名に対して患者調査を実施したところ、すべての患者が調査に応じ、調査結果と診療報酬の請求内容が相違している事象が認められた。

(4) 平成29年11月30日、個別指導を再開したところ、歯科技工指示書及び歯科技工納品書に記載されている歯科技工物と異なる歯科技工物が診療録に記載され、診療報酬の請求がされていたことが認められた。

このことについて、開設者から明確な回答が得られなかったことから、再度個別指導を中断した。

(5) 平成30年2月22日、個別指導を再開したところ、患者調査の結果生じた疑義について、開設者から別の患者の診療と間違えて診療報酬を請求した旨、また、大白歯に白色冠を装着した場合に全部金属冠で診療報酬を請求した旨の回答があったことから、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、個別指導を中止し、平成30年3月15日から平成31年3月14日まで計15日間の監査を実施した。

### **3 取消相当の主な理由**

監査において判明した取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

実際に行った保険適用外である診療を保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

実際とは異なる部位に保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

### **4 不正・不当請求金額**

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成25年1月分から平成29年9月分までのレセプトのうち以下のとおり

・ 不正請求金額	22名分	125件	2,086,897円
・ 不当請求金額	22名分	256件	594,103円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### **5 再指定等**

原則として、指定の取消相当の日及び登録の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号
- 保険医の登録の取消  
健康保険法第81条第1号及び第3号